

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症の経済対策として、ひとり親世帯を支援するため、18歳以下（高校3年生まで）の児童のいる方を対象に、臨時特別給付金の申請受付を8月6日から開始しています。

申請受付は11月30日までとなっていますので、該当すると思われる方は期限内に申請をお願いします。

1 支給額

給付金は「基本給付」と「追加給付」の2種類

- (1)基本給付・・・対象児童1人につき50,000円（2人目以降は1人につき30,000円）
- (2)追加給付・・・対象世帯1世帯につき50,000円

2 支給対象者

(1)基本給付について

- ・公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当が支給停止（不支給）となり、平成30年の収入等が基準額未満の方【年金受給者】
- ・児童扶養手当の全部停止の方で新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、1年間の収入見込額（令和2年2月以降の任意の月の収入等（1か月）の12か月分で計算）が基準額未満の方【家計急変者】

(2)追加給付について

- ・令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方または上記の基本給付【年金受給者】の方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し収入が大きく減少した方

※給付金は1回限りの支給となります。

※給付金は期限までに申請いただき審査のうえで対象となった方に支給となります。（※申請いただいても該当とならない場合もありますのでご注意ください）

問 本庁 こども課こどもG ☎52-1111 内線138
 山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111
 緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

40歳以上の国民健康保険加入の方へ人間ドックの費用助成について

生活習慣病予防及び疾病の早期発見のため、人間ドックの費用の一部を助成します。

1 対象者

特定健診対象者（今年度40歳～74歳）で、令和2年4月1日から人間ドックを受診する日まで継続して国民健康保険に加入している方（ただし、令和2年度の特定健診を受診する方、前年度の国民健康保険税を完納していない世帯の方は対象になりません）

2 助成額 10,000円

3 申請窓口 健康推進課（かがやき）および各支所

4 持参するもの

- ①令和2年度に受診した人間ドック結果 ②保険証 ③特定健診受診券 ④印鑑
- ⑤振込口座がわかるもの

新型コロナウイルス感染症予防のため、なるべく郵送での申請をお願いします。詳しくは健康推進課までお問い合わせください。

問 かがやき 健康推進課健康推進G ☎54-7121